二　リスク分担型企業年金の加入者　確定給付企業年金法施行規則第四十六条の三第一項又は同条第二項第一号若しくは第三号の規定によりリスク分担型企業年金掛金額が計算された場合

三　第七条第一号に掲げる者　私立学校教職員共済法第二十条第二項に規定する退職等年金給付に係る掛金率（同法第二十七条第三項の規定により共済規程（同法第四条第一項に規定する共済規程をいう。）で定める同法第二十七条第三項に規定する割合をいう。）が再計算された場合

四　第七条第二号に掲げる者　石炭鉱業年金基金法第二十一条第三項の規定により掛金の額が再計算された場合

2　加入員について、財政再計算が行われた場合においては、当該者に係る他制度掛金相当額を再度算定するものとする。

3　次の各号に掲げる者についてそれぞれ当該各号に定める場合においては、当該者に係る共済掛金相当額を再度算定するものとする。

一　厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第九十九条第一項の規定により同項第三号に規定する費用が再計算された場合

二　厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百十三条第一項の規定により同項第三号に規定する費用が再計算された場合

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和六年十二月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の日前を計算基準日とする財政計算の結果に基づいて掛金の額を算定する事業主等の確定給付企業年金の加入者に係る他制度掛金相当額は、第三条の規定にかかわらず、第四条の規定により算定することができる。

2　この省令の施行の日前を掛金の算出の基準となる日とする財政再計算の結果に基づいて掛金の額を算定する存続厚生年金基金の加入員に係る他制度掛金相当額は、第八条の規定にかかわらず、直近の財政再計算の掛金の算出の基準となる日における当該財政再計算の結果に基づく標準掛金額（経過措置政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第三十四条第一項に規定する免除保険料額を除く。）を当該財政再計算の掛金の算出の基準となる日における加入員の数で除した額を一月当たりの額に換算した額とすることができる。ただし、経過措置政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第三十九条の四第一項の規定による掛金の控除を行う存続厚生年金基金の加入員に係る他制度掛金相当額の算定においては、同項の規定により控除しなければならない額は零であるものとする。

経済産業大臣　梶山　弘志

○経済産業省令第七十号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、並びに経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）及び経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）を実施するため、経済産業省組織規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年九月一日

経済産業省組織規則等の一部を改正する省令

（経済産業省組織規則の一部改正）

第一条　経済産業省組織規則（平成十三年経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（公文書監理室及び広報室並びに政策企画官、企画官、国会事務連絡調整官、業務管理官、海外広報官、文書管理官及び情報化総括責任者補佐官）	（公文書監理室及び広報室並びに政策企画官、企画官、国会事務連絡調整官、業務管理官、海外広報官、文書管理官及び情報化総括責任者補佐官）
第二条　総務課に、公文書監理室及び広報室並びに政策企画官十一人、企画官四十五人、国会事務連絡調整官一人、業務管理官八人、海外広報官一人、文書管理官一人及び情報化総括責任者補佐官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。	**第二条**　総務課に、公文書監理室及び広報室並びに政策企画官十一人、企画官四十五人、国会事務連絡調整官一人、業務管理官九人、海外広報官一人、文書管理官二人及び情報化総括責任者補佐官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。
2～6　［略］	2～6　［略］
（統括地域活性化企画官及び工業用水道計画官）	（統括地域活性化企画官、地域活性化企画官及び工業用水道計画官）
第十条　地域産業基盤整備課に、統括地域活性化企画官一人及び工業用水道計画官一人を置く。	**第十条**　地域産業基盤整備課に、地域活性化企画官二人及び工業用水道計画官一人を置く。
2・3　［削る］	2　地域活性化企画官二人のうちから経済産業大臣が指名する者を統括地域活性化企画官とする。
	3　地域活性化企画官は、命を受けて、地域産業基盤整備課の所掌事務のうち産業立地及び地域における商鉱工業一般の振興に関する政策の企画及び立案に参画する。
2　統括地域活性化企画官は、命を受けて、地域産業基盤整備課の所掌事務のうち産業立地及び地域における商鉱工業一般の振興に関する政策の企画及び立案に参画する。	4　統括地域活性化企画官は、命を受けて、地域産業基盤整備課の所掌事務のうち産業立地及び地域における商鉱工業一般の振興に関する政策の企画及び立案に参画し、及び地域活性化企画官の職務を統括する。